

## 社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会自動車部会々則

第1条 この会は社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会自動車部会と称する。

第2条 この会は事務所を社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会事務所内に置く。

第3条 本会の会員は埼玉県内に居住する身体障害者で自動車運転免許証を所持又は本会の趣旨に賛同するものを以って組織する。

第4条 本会の目的は会員の親睦をはかり身体障害者の交通安全の思想の普及および運転免許取得者に対する協力指導等寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- 1、安全運転の励行等交通事故防止の研究および事故発生の場合解決に協力する。
- 2、自動車ガソリン消費税その他自動車購入租税の免税の拡大達成をはかる。
- 3、埼玉協独自のステッカーの有料配布。
- 4、会員の福利および自動車運転技術等の知識の交換を図る。
- 5、その他目的達成に必要な事項。

第6条 本会に下記の役員を置く。

部会長 1名 副部会長 6名 理事 若干名  
顧問・相談役及び本会担当役員を置く事が出来る。

第7条 役員は総会に於て互選する。

## 第 8 条 役員の仕事

- 1、部会長は会務を総理し会議の議長となる。
- 2、議事は出席者を以って決し、可否同数の場合は議長之を決す。
- 3、副部会長は部会長を補佐し部会長事故ある時は部会長の指名する副部会長はその職務を代行する。
- 4、理事は会の運営、管理方針等を審議し会務すべての円滑な執行につとめる。

## 第 9 条 役員の仕事

- 1、役員の仕事は2カ年とする。但し再任を妨げない。
- 2、役員は任期满了といえども後任者の決定まではこの事実を掌る。
- 3、欠員の補充役員は前任者の残任期間とする。

第 10 条 本会の会議は 総会 臨時総会 役員会とし、部会長これを召集する。

第 11 条 本会の運営費を埼身協の自動車部会費とその他をもってこれに当てる。

第 12 条 本会の会則の変更は総会の決議による。

第 13 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 14 条 本会則は昭和52年3月27日から実施する。

昭和54年9月2日 一部改正 第7条の二項削除

昭和59年8月12日 一部改正 第11条一部改正

昭和60年6月23日 第1条部会名称を変更

昭和62年6月21日 第2条 住所・電話番号削除

第6条 顧問等挿入

平成25年5月11日 第5条 一部改正

平成27年5月14日 第6条 一部改正